

「市町の基幹業務システムの統一・標準化に向けた支援業務」仕様書

1 業務名

「市町の基幹業務システムの統一・標準化に向けた支援業務」

2 業務目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、都道府県・市町村の対象基幹業務システムは令和7年度までに標準準拠システムに移行する必要があった。昨年度で令和7年度の期限を迎えたが、市町基幹システムの標準化目標期限が延長されたこと、本県市町においても標準化が完了していないことから、引き続き事業を実施する。

県内市町の移行の取組みを支援するため、県が本事業の受託者(以下「支援事業者」という。)と共同で意見交換会やコスト最適化支援等を実施し、進捗状況や課題等を把握したうえで必要な助言や情報提供等を行う。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

4 業務内容

主な作業は、表1のとおりである。

表1 主な作業一覧

作業内容	
(1)意見交換会支援	<p>特定移行支援システムを多く抱える県内市町を中心に、標準準拠システムへの移行を完了した市町の職員等を交えて、意見交換会を実施する。</p> <p>開催回数は最大4回とし、各回1時間から2時間程度、原則としてオンラインで実施する。</p> <p>意見交換会では、</p> <ul style="list-style-type: none">・移行時に必要となった実務的知識や留意点・先行市町で発生した課題およびその対応方法・稼働後に顕在化した課題・未移行市町における課題 <p>等について共有・整理を行う。</p> <p>兵庫県は、参加市町の状況に応じて、グルーピング、テーマ設定、参加団体調整等を行うものとする。</p> <p>受託者は、次の対応を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・意見交換会開催前に、必要に応じて、主題、論点及び進行方針等の認識合わせを目的としたリモート検討会に参加すること。・意見交換会に同席し、システム構成、ネットワーク運用管理、コスト適正化その他兵庫県が必要と認める技術的課題について、説明及び助言を行うこと。・意見交換会ごとに議事録を作成し、兵庫県へ提出すること。なお、議事録には、当該意見交換会での議論を踏まえた主な論点、課題、対応の方向性及び次回候補テーマ案を整理した資料を含めること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・次回意見交換会の主要テーマの整理・検討に参加し、必要に応じて技術的観点から助言を行うこと。
(2)コスト最適化支援（クラウド費用最適化支援）	<p>兵庫県は、ガバメントクラウドへの移行が完了している市町を対象に、デジタル庁が提供する道府県専用ダッシュボードその他コスト最適化に係る資料を活用し、県内市町用のコスト最適化のための各種資料を作成する。受託者は、当該資料及び兵庫県が提供する関連情報を基に、技術的観点から最適化支援を行うこと。</p> <p>受託者は、次の対応を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町のシステム構成を踏まえ、兵庫県が指定する市町又は令和5年度比で3年後の維持費が1.5倍以上となることが見込まれる市町を中心として、クラウド費用の増加要因、改善余地及び最適化に向けた重点ポイント（リソース構成、運用方法等）を分析・整理したうえで一覧表を作成すること。 ・デジタル庁の最適化保守作業報告書その他関係資料の内容を踏まえ、ガバメントクラウド上のシステム保守に必要となる作業ボリュームや工数について、兵庫県が整理・資料化する際に、技術的助言を行うこと。なお、助言対象となる環境の詳細は兵庫県が別途提示する。 ・兵庫県とのメールによる連絡及びリモート会議での検討に応じること。なお、兵庫県が作成する資料は、9月以降に開催する①意見交換会において共有予定であるため、当該意見交換会までに必要な整理が完了するよう、作業スケジュールを十分に考慮すること。
(3) コスト見える化支援	<p>特に小規模な市町において、簡易にコスト最適化に取り組むことができるよう、簡易なコスト可視化ツールの利活用を検討する。受託者は、兵庫県による試行及び資料作成に対し、技術的支援を行うこと。</p> <p>受託者は、次の対応を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県がツールの選定・検討を行うに当たり、3か月から6か月程度の試行利用が可能なツール利用環境を整備・提供すること。なお、当該ツールはコストの可視化、データ出力及び試行結果の整理に資する機能を備えること。 ・兵庫県が試行結果を踏まえて、小規模市町向けの利活用方法等に関する資料を作成する際に、技術的観点からのポイント整理及び内容への助言を行うこと。助言に当たっては、実運用に基づく知見を踏まえることとし、必要に応じて、当該ツールの導入事例を有する事業者又は自治体等へのヒアリングその他適切な方法により情報収集を行うこと。 ・兵庫県とのメールによる連絡及びリモート会議での検討に応じること。なお、当該ツールの利活用方法に関する資料は、12月以降に開催する①意見交換会において共有予定であるため、当該意見交換会までに必要な整理が完了するよう、作業スケジュールを考慮すること。
(4)その他提案	その他、追加提案があれば提示すること

5 予算

5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 成果物

成果物は表2のとおりとする。

表2 成果物一覧

業務	成果物	納期
(1)意見交換会支援	・意見交換会ごとの議事録及び論点整理資料	会議後1営業日以内
(2)最適化支援（クラウド費用最適化支援）	・最適化支援に係る市町別整理一覧表及び助言内容整理資料	開催時期に応じ別途協議
(3)コスト見える化支援	・コスト見える化支援に係る試行結果整理資料及び小規模市町向け利活用方法に関する助言資料	開催時期に応じ別途協議
(4)その他	・追加提案に応じた資料 ・その他、兵庫県との協議の上必要と認める資料	開催時期に応じ別途協議

成果物の作成に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・成果物は電子媒体とし日本語表記とすること。
- ・文書の作成に当たっては、「Microsoft Office アプリケーション(Word, Excel, PowerPoint等)」で編集可能なソフトを使用すること。それ以外のソフトを使用する際には県に相談の上、了承を得ること。

7 納入場所

兵庫県企画部デジタル改革課所在地とする。

8 その他

- (1) 本委託業務の遂行にあたっては、関連法規を遵守すること。
- (2) この業務に関わる必要経費は、全て委託料の範囲内で処理すること。
- (3) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。
- (4) 調査結果や県から提供されるデータなど、事業の実施にあたって得た情報の取扱に万全の対策を講じること。
- (5) 本業務により制作される成果物の著作権は県に帰属するものとする。また受託者は著作者人格権を行使しないものとする。納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担、使用許諾等及び当該著作者に著作者人格権を行使しないように必要な措置を行う。受託者は、本契約によって得られた成果物について、県が使用する権利及び県が第三者に使用を許諾する権利を無償で許諾するものとする。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者の協議により定めるものとする。